

愛媛県土地家屋調査士会今治支部慶弔規程

(昭和 56 年 9 月 5 日役員会決議)

(昭和 62 年 4 月 11 日改正)

(平成 3 年 4 月 20 日改正)

(平成 14 年 4 月 2 日改正)

(平成 22 年 4 月 16 日改正)

傷病並びに災害見舞金

1. 会員が傷病により 3 ヶ月以上業務を行い得ないときは金 10,000 円の傷病見舞金を贈与する。
2. 会員が風水害その他非常の災害により被害を受けたときは次の基準により災害見舞金を贈与する。

イ. 事務所・住所の全焼全壊 金 20,000 円

ロ. その他の災害 金 10,000 円

ただし、見舞金については支部理事会において増額することができる。

弔 慰 金

1. 会員又はその家族が死亡した場合、次の基準により弔慰金を贈与する。

イ. 会 員 金 30,000 円および生花もしくは盛籠

ロ. 配 偶 者 金 20,000 円および生花もしくは盛籠

ハ. 会員の一親等の血族が死亡したとき

金 10,000 円および生花もしくは盛籠

ただし、本規定にかかわらず、支部理事会の決議を経て贈与することができる。

2. 会員が支部発展に尽力し、退会後において死亡した場合、支部理事会の決議を経て贈与することができる。

御 祝 い 金

1. 会員が結婚した場合は、金 30,000 円を贈呈する。

記 念 品 贈 呈

1. 会員が支部発展に尽力し 10 年以上勤続した後、脱会した会員には、支部理事会の決議により記念品を贈呈する。